

2021 年度

弘前大学大学院教育学研究科
(専門職学位課程 (教職大学院))

学 生 募 集 要 項
研 究 科 案 内

弘 前 大 学

目 次

－第1部 学生募集要項－

教職実践専攻

(専門職学位課程(教職大学院))

I 募集人員	1
II 出願資格	1
III 出願手続	2
1. 出願方法	2
2. 出願期間	3
3. 出願書類の提出先	3
4. 出願上の注意事項	3
IV 入学者選抜方法等	4
1. 試験科目等及び配点	4
2. 試験内容	4
3. 試験日程	4
4. 合格者の発表	5
5. 入学手続等	5
6. その他	5
V 入学料及び授業料の 免除・徴収猶予について	6

－第2部 教育学研究科案内－

I 研究科の目的	7
II 研究科の概要	7
III 専攻・コースの概要	8
IV 指導内容と担当教員	8

◇出願用様式

○ウェブサイトからダウンロードするもの

No. 1 ... 入学志願票・受験票・写真票・
「振替払込受付証明書」貼付台
紙

No. 2 ... 入学希望等調書

No. 3 ... 受験及び通学承諾書(ミドルリ
ーダー養成コース用)

No. 4 ... 教育実践概要(ミドルリ
ーダー養成コース用)

No. 5 ... 大学卒業論文及び研究報告書
等(学校教育実践コース・教科
領域実践コース・特別支援教育
実践コース)

別紙 ... あて名票

別紙 ... 出願書類提出用宛名

別紙 ... 教育職員免許取得プログラム
教育職員免許取得プログラム
受講申請書

○入試課に請求するもの

払込取扱票

○志願者が用意するもの

受験票等返信用封筒

出願書類送付用封筒(持参の場
合は不要)

■ 出願予定の方へ ■

――― 入学試験における感染症対応について ―――

入学試験当日において、学校保健安全法で出席停止が定められている感染症（インフルエンザ、麻疹、水痘、新型コロナウイルス等）に罹患し治癒していない場合は、受験できません。

また、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触又は発熱等の症状により自宅待機となっている場合も、受験できません。

上記いずれの場合も、追試等の特別措置及び入学検定料の返還は行いません。

手洗い、うがいの励行やマスク着用など、感染防止に十分注意して試験に臨んでください。

注1) 入学試験会場内では、必ずマスクを着用してください。

注2) 今後、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、募集要項の公表後や出願期間後であっても、やむを得ず、試験期日や選抜方法の変更等の緊急措置を実施する場合があります。

注3) 上記の緊急措置を実施する場合は、ホームページ等でお知らせしますのでご留意願います。

弘前大学入学志願者の入学検定料の免除について

弘 前 大 学

災害により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

弘前大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るために、2020年度に実施する入学者選抜試験について、以下のとおり入学検定料を免除する措置を講じます。

入学検定料の免除を希望される方は、申請前に必ず学務部入試課までご連絡ください。

1. 免除対象となる入学者選抜試験

2020年度に実施する学部入試（編入学入試を除く）及び大学院入試（科目等履修生、研究生及び聴講生は対象外となります。）

2. 対象者

免除対象となる入学者選抜試験の志願者で、東日本大震災（平成23年3月11日発生）及び2020年度に災害救助法が適用された地域で被災し、次のいずれかに該当する方

- (1) 学資負担者が居住していた家屋(持家に限る)が、全壊、大規模半壊、半壊、流失と認定された方
東日本大震災においては、岩手県、宮城県および福島県の全市町村並びに青森県、茨城県、栃木県及び千葉県の災害救助法適用市町村に居住していた方
- (2) 学資負担者が震災により死亡又は行方不明になった方
- (3) 居住地が福島第一原子力発電所の事故により、帰還困難地域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方

※2020年度災害救助法の適用を受けない地域であっても、り災証明書等の提出により対象となる場合がありますので、学務部入試課へお問い合わせください。

3. 申請の方法

事前に学務部入試課に電話等で問い合わせてください。免除対象と判断された方は、所定の申請書に証明書類を添えて、出願書類とともに提出してください。この場合は、出願時に入学検定料を払い込まないでください。

諸事情により出願時まで証明書類が準備できない場合は、一旦入学検定料を払い込んで通常の出願を行い、後日証明書類が準備できた時点で申請書類を提出してください。許可となった場合は、払い込まれた入学検定料を返還いたします。

4. 申請書類

- (1) 「入学検定料免除申請書」
(本学ホームページからダウンロード (<https://nyushi.hirosaki-u.ac.jp>))
- (2) 証明書類
 - ① 「り災証明書」 (コピー可) (上記2の(1)に該当する方)
 - ② 「死亡または行方不明を証明する書類」 (コピー可) (上記2の(2)に該当する方)
 - ③ 「被災証明書」 (コピー可) (上記2の(3)に該当する方)

5. 許可または不許可の通知について

- (1) 許可者には、受験票を送付(インターネット出願の場合は受験票をダウンロード)することで決定通知書に代えさせていただきます。(一旦、通常の出願を行った後の申請の場合は、入学検定料の「払戻請求書」を送付することで決定通知書に代えさせていただきます。)
- (2) 不許可者には、別途通知いたします。
この場合は、直ちに入学検定料を払い込んでください。(受験票の送付は、払い込みが確認された後となります。)

6. その他

- (1) 入学検定料の免除申請の手続き(事前連絡を含む)をせずに検定料を払い込んだ場合は、検定料の返還はできませんので、ご注意ください。
- (2) 2020年度に災害救助法が適用された地域で被災された場合であっても、すでに出願期間が終了している入学者選抜試験については、入学検定料の免除はできません。
- (3) 入学検定料の免除を許可された方であっても、申請に虚偽があった場合は、許可の日にさかのぼってこれを取り消します。その場合は、直ちに入学検定料を払い込んでください。
- (4) 入学料及び授業料の減免等については、本学の「入学料及び授業料の減免等制度」への申請が別途必要になります。
- (5) 本件について、不明の点がありましたら、下記にお問い合わせください。

(本件に関する書類提出先・問い合わせ先)

〒036-8560 弘前市文京町1番地

弘前大学学務部入試課

【学部入試担当】 TEL : 0172-39-3122

【大学院入試担当】 TEL : 0172-39-3973

FAX : 0172-39-3125

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

1 概要

本専攻において、養成すべき力として位置づけている「自律的発展力」、「協働力」、「課題探究力」、「省察力」の4つの力を踏まえ、現職教員学生を対象とした「ミドルリーダー養成コース」及び学部卒学生を対象とした「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」の養成すべき教員像を以下のとおりとする。

[ミドルリーダー養成コース]

現職教員学生を対象とし、勤務校や地域の研修会を中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働のもと、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成する。

[学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース]

学部卒学生を対象とし、入学から修了・就職に至るまで教職に関する一貫教育を強化し、全員が青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成する。

2 求める学生像

[ミドルリーダー養成コース]

- ① 一人の教員としての教育実践力及び学校現場が抱える教育課題についての多面的・多角的洞察する力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められるより高度な専門性を自律的に発展させ、学校組織の一員として学校内外の多様な人々・専門家と協働して、教育実践の充実に取り組む行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた実践的・批判的省察をもとに、学校現場が抱える課題の解決をミドルリーダーとして先導することに意欲的である者

[学校教育実践コース]

- ① 教職に関する基本的知識・技能、及び学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められる学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての教育実践上の課題を解決しようとすることに意欲的である者

[教科領域実践コース]

- ① 教職に関する基本的知識・技能、及び教科領域教育に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められる教科領域教育についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの教科領域教育についての教育実践上の課題を解決しようとすることに意欲的である者

[特別支援教育実践コース]

- ① 教職に関する基本的知識・技能，及び特別支援教育及びインクルーシブ教育システムに関する現代的な教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められる特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける専門性を自律的に向上させるとともに，教育実践に関わる人々と協働して，教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに，自らの特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける教育実践上の課題を解決しようとする意欲的である者

3 入学者選抜の基本方針

[ミドルリーダー養成コース]

主としてこれまでの教育実践及び入学後に取り組みたい実践的課題等について，入学希望等調書及び教育実践概要をもとに試問する。また，専門分野に関する知識等を試問し，これらの結果を総合して判断する。

[学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース]

筆記試験（「教育実践」に関する小論文と教職教養）及び教育に関する基礎的な教養等を試問し，これらの結果を総合して判断する。

具体的には，教育実習等での自分の実践とその省察から今後の教育実践についての課題を問う小論文と教員採用試験程度の教職教養を問う筆記試験を課し，教職としての基礎知識を評価する。

また，口述試験では，模擬授業等を行わせ授業実践力を評価する。

4 入学前に身に付けておいてほしいこと

[ミドルリーダー養成コース]

これまでの教職経験において，授業や学級経営，生徒指導等に関する課題意識を持ち，課題解決に向けて教職員や地域の人と連携・協働した教育実践に意欲的に取り組み，その改善を行うことをとおして，実践力及び省察力を身に付けていること。

[学校教育実践コース]

これまでの学びをとおして，学校現場の諸課題に高い関心を持ち，教員として必要な教職に関する学校教育や教育方法，生徒指導等に関する基本的知識・技能に基づいた教育実践を協働して行う行動力及び省察力を身に付けていること。

[教科領域実践コース]

これまでの学びをとおして，学校現場の諸課題に高い関心を持ち，教科領域教育に関する基本的知識・技能に基づいた教育実践を協働して行う行動力及び省察力を身に付けていること。

[特別支援教育実践コース]

これまでの学びをとおして，学校現場の諸課題に高い関心を持ち，特別支援教育及びインクルーシブ教育に関する基本的知識・技能に基づいた教育実践を協働して行う行動力及び省察力を身に付けていること。

－第1部 学生募集要項－

教職実践専攻（専門職学位課程（教職大学院））

I 募集人員

専攻	コース	募集人員		
		第1期募集	第2期募集	第3期募集
教職実践	ミドルリーダー養成	8名程度		
	学校教育実践 教科領域実践 特別支援教育実践	10名程度		
合計		18名		

注) 本専攻の学生募集は、第1期、第2期及び第3期に分けて3度実施する。入学志願者は、第1期、第2期、第3期のいずれか、又はすべてを受験することができる。募集人員は、第1期、第2期及び第3期の合計数である。

ただし、第1期試験又は第2期試験の合格者が募集人員18名に達した場合、コースによっては以降の募集を実施しない場合がある。

II 出願資格

基礎資格のいずれかを有し、かつ、コースごとの出願要件を満たしている者

1. 基礎資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。（2021年3月までに出願資格取得が見込まれる者を含む。）

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（大学評価・学位授与機構）から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他大学の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると本研究科が認めた者
- (10) 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認めた者
 - ① 大学に3年以上在学した者
 - ② 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
 - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
 - ④ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(11)個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者で、2021年3月31日までに22歳に達する者

- 注1) 上記(8)に該当する者は、「教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者で2021年3月31日までに22歳に達する者」である。
 注2) 上記(11)に該当する者は、「短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者等」である。
 注3) 上記(9)～(11)により出願しようとする者は、あらかじめ弘前大学学務部入試課へ「出願資格認定審査申込書」を請求し、出願受付開始日の1ヶ月前までに「出願資格の有無について審査を受けること。資格審査の結果は、おって通知する。」

2. コースごとの出願要件

【ミドルリーダー養成コース】

原則として青森県教育委員会派遣現職教員とする。

【学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース】

現職教員以外の者（臨時採用・非常勤講師等の場合は出願可能）、かつ、教育職員免許法による一種免許状を有する者（2021年3月までに「出願資格取得が見込まれる者を含む。」）とする。

※入学までに、教育職員免許法に定める免許状（一種）を取得できなかった場合は、入学を取り消す。

Ⅲ 出 願 手 続

1. 出願方法

出願しようとする者は、**検定料を払い込むために必要な書類（払込取扱票）を除いた入学志願票等の所定用紙を、入試課ウェブサイト（<https://nyushi.hirosaki-u.ac.jp>）からダウンロードし、A4判用紙に片面印刷のうえ記入すること。**所定用紙をダウンロードできない場合は、最終ページの「お知らせ」を参照し、入試課へ請求すること。

払込取扱票は、本学入試課に請求して取り寄せる必要がある。請求方法は、最終ページの「お知らせ」を参照すること。**なお、払込取扱票の取扱期間は、出願受付期間初日の1週間前から出願受付期間最終日までとする。**

出願手続時は、以下の書類を一括取り揃え所定の期日までに提出すること。

なお、出願書類等を郵送する場合は書留郵便とし、出願書類提出用宛名を印刷し、角形2号封筒に貼付の上、郵送すること。

	書類の名称等	提出該当者	摘 要	様式
1	入学志願票等	全コース志願者 共通	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、必要事項を記入すること。（入学志願票・受験票・写真票・振替払込受付証明書貼付台紙）	No.1
2	卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書		出身大学長（学部長）の証明書又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（大学評価・学位授与機構）の発行する学士の授与証明書若しくは短期大学又は高等専門学校長の学位授与申請（予定）証明書	
3	入学検定料 30,000円		所定の払込取扱票（ 本学に請求して取り寄せること。 ）を用いて最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行にて払い込むこと。	
4	あて名票		本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、出願者の住所・氏名・郵便番号を記入すること。	
5	受験票等返信用封筒		志願者が用意した長3封筒に出願者の住所・氏名・郵便番号を記入し、84円分の切手を貼ること。	
6	入学希望等調書		本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、1,000字程度で記入すること。2枚目以降にも氏名を記入すること。	No.2
7	受験及び通学承諾書	ミドルリーダー 養成コース志願者 のみ	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、所属長の作成したもの	No.3
8	教育実践概要 …注1)		本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、記入すること。2枚目以降にも氏名を記入すること。	No.4
9	教育職員免許状授与証明書 又は教育職員免許状の写し		免許状を授与した都道府県教育委員会が作成したもの	

10	成績証明書	学校教育実践 コース志願者 教科領域実践 コース志願者	出身大学長（学部長）又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（大学評価・学位授与機構）の長若しくは学位授与申請（予定）の短期大学又は高等専門学校長が作成し、 厳封したもの	No.5
11	大学卒業論文及び 研究報告書 …注2)	特別支援教育実 践コース志願者	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、記入すること。なお、在学中の者は、現在進めている研究の概要等について記述すること。2枚目以降にも氏名を記入すること。	

注1) 「教育実践概要」は下記のとおりとする。

- ①志願者自身がこれまで担当した校務分掌，学級経営，教科指導，自立活動指導等の教育活動において課題解決のために取り組んだ主な実践について，その概要，成果，反省，残された課題等を記述すること。（2,000字程度）
- ②実践の取り組み内容を示す資料の添付可

注2) 「研究報告書」は下記のとおりとする。

- ①主要な著書，論文，研究報告，発表等について，その主題と概要を記述すること。
- ②概要は1主題200字程度で3項目以内とする。

2. 出願期間

第1期募集 2020年8月31日（月）から9月4日（金）まで

第2期募集 2020年10月30日（金）から11月6日（金）まで

第3期募集 2020年11月30日（月）から12月4日（金）まで

*窓口での受付時間は各日とも午前9時から午後5時までとし、郵送による出願の場合も出願期間最終日必着とする。

*第2期募集の実施の有無については2020年10月中旬以降、第3期募集の実施の有無については2020年11月下旬以降、本学ホームページ（URL: <https://nyushi.hirosaki-u.ac.jp>）で公表するので確認すること。不明な点がある場合は、弘前大学学務部入試課（0172-39-3973・3193）に問い合わせること。

3. 出願書類の提出先

弘前大学学務部入試課

住所：〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地

電話：0172-39-3973・3193

4. 出願上の注意事項

- (1) 出願受理後のコースの変更は認めない。
- (2) 提出された「教育実践概要」の添付書類以外の出願書類は返還しない。
- (3) 出願にあたって不明な点がある場合は、検定料を払い込む前に前記、出願書類提出先へ問い合わせること。

入学試験に関する「説明会」の実施について

第1回	2020年8月17日（月） 9時～ 8月18日（火） 17時 HPでは7月29日の開催予定でご案内していましたが変更になりました。	2020弘前大学Webオープンキャンパスにおいて、Web上で行います。 詳細は、弘前大学HPにてお知らせします。
第2回	2020年10月28日（水）16時～	弘前大学教育学部を会場に実施予定です。 ただし新型コロナウイルス感染拡大によっては、やむを得ず変更する場合があります。その場合は、HP等でお知らせしますのでご留意願います。
第3回	2020年11月25日（水）16時～	

IV 入学者選抜方法等

【ミドルリーダー養成コース】

口述試験（入学希望等調書及び教育実践概要の記載内容に関する審査を含む）及び出願書類等の審査結果を総合して行う。

【学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース】

筆記試験，口述試験及び出願書類等の審査結果を総合して行う。

1. 試験科目等及び配点

コース	筆記試験	口述試験	出願書類審査	計
ミドルリーダー養成コース		200点	200点	400点
学校教育実践コース 教科領域実践コース 特別支援教育実践コース	200点	200点		400点

2. 試験内容

コース	筆記試験	口述試験
ミドルリーダー養成コース		これまでの教育実践及び入学後に取り組みたい実践的課題等について，入学希望等調書及び教育実践概要をもとに試問する。また，専門分野に関する知識等を試問する。 試験時間は30分程度とする。
学校教育実践コース 教科領域実践コース 特別支援教育実践コース	◎小論文 「教育実践」に関するもの ◎教職教養	模擬授業を行わせ，それに関すること，及び教育に関する基礎的な教養等を試問する。 試験時間は，口述試験が30分と，口述試験前の模擬授業の考案に要する30分を合わせた1時間程度とする。

3. 試験日程

(1) 試験期日

第1期募集	2020年10月3日（土）
第2期募集	2020年11月21日（土）
第3期募集	2020年12月26日（土）

(2) 試験会場 弘前大学教育学部（青森県弘前市文京町1番地）

(3) 試験時間割

コース	筆記試験	口述試験
ミドルリーダー養成コース		10：30～
学校教育実践コース 教科領域実践コース 特別支援教育実践コース	10：30～12：00	13：00～

注1) 口述試験時間については，個別の開始時間等の詳細を受験票返送時に通知する。

注2) 学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの受験者は，筆記試験と口述試験の両方を必ず受験すること。

いずれかの試験を欠席した者は不合格とする。

(4) 受験上の注意

- ① 受験者は、各自の試験開始 10 分前までに、指定された受験者控室に入室、着席すること。
- ② 各自の試験開始時刻に遅刻した者は受験できない。
- ③ 試験場内では、必ず受験票を携帯すること。

4. 合格者の発表

合格者の受験番号を学務部入試課前掲示板に掲示するとともに、本人宛に合格通知書を郵送する。なお、電話での照会には一切応じない。

第1期募集	日 時	2020年10月15日(木) 午前10時(予定)
第2期募集	日 時	2020年12月2日(水) 午前10時(予定)
第3期募集	日 時	2021年1月21日(木) 午前10時(予定)

《情報提供の一環として、本学ホームページ上にも合格者の受験番号を掲載します。》

URL : <https://nyushi.hirosaki-u.ac.jp>

5. 入学手続等

1. 入学手続きについては、合格者に別途通知する。
2. 入学料及び授業料
 - 入学料 282,000 円 (予定)
 - 授業料前期分 267,900 円 (年額 535,800 円) (予定)
 - (1) 授業料の納付については、希望により前期分の納付の際に後期分も併せて納付できる。
 - (2) 入学料の改定が行われた場合には、改定時から新入学料が適用される。また、授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用される。
 - (3) いかなる理由があっても、納付した入学料は返還しない。
 - (4) 入学手続完了者が、2021年3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申し出により、当該授業料相当額を返還する。

6. その他

1. 身体に障害を有する者で、受験上及び修学上特別の配慮を必要とする者は、出願受付開始日の1ヶ月前までに学務部入試課へ申し出ること。
2. 出願書類等に記載された、志願者の住所・氏名・生年月日その他の個人情報、入学者選抜、合格発表、入学手続及びこれらに付随する事項並びに入学後の学務業務における学籍・成績管理、入学者選抜や教育課程改善のための調査・研究を行うために利用するものとする。また、取得した個人情報は適切に管理し、利用目的以外に利用しない。
3. 弘前大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて、「弘前大学安全保障輸出管理規程」を定め、技術の提供及び貨物の輸出の観点から外国人留学生の受入れに際し、厳格な審査を行っている。
規制されている事項に該当する場合は、希望する教育・指導が受けられない場合や、希望する研究活動に制限がかかる場合があるため、出願希望者は、出願前に指導を受けようとする教員と連絡を取り、入学後の履修内容や要件、研究等について必ず相談・指導を受けること。

V 入学料及び授業料の免除・徴収猶予について

入学料及び授業料については免除・徴収猶予制度があります。

「入学料」・「授業料」 免除・徴収猶予	経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合のほか、入学前1年以内において、学資負担者が死亡又は風水害等の災害を受けた場合等の特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、本人の申請に基づき選考の上、入学料の免除（全学又は半額）・延納，授業料の免除（全額又は半額）・徴収猶予（延納又は月割分納）を許可されることがあります。
------------------------	---

合格発表から入学手続日までの期間が短い場合、免除・徴収猶予を希望する者は、あらかじめ（合格発表前であっても）申請書類を請求し、記入した申請書類に必要な書類を添えて、入学手続時に申請してください。

秋季入学の入学料免除は入学料納付対象者数により予算が決まるので、入学料納付対象者数が少なく、免除できる予算が入学料の半額に満たない場合、徴収猶予のみとなります。

◆ 郵送による申請書類の請求

請求する封筒の表に「入学料免除等申請書類請求」又は「授業料免除等申請書類請求」と朱書きし、「角形2号の返信用封筒」及び「受験者氏名，志願研究科，連絡先電話番号（携帯電話番号可）」を明記したメモを同封の上，送付してください。

- (1) 返信用封筒には「宛先（受験者の住所・氏名）」を記入し，210円分（速達の場合は500円分）の切手を貼ってください。ただし，入学料と授業料の両方の免除等申請書類を請求する場合は，250円分（速達の場合は540円分）の切手になります。
- (2) 入学料免除等・授業料免除等申請書類請求期間

2021年度春季入学：2021年1月（予定）～

※入学料免除等申請書類の提出期限は入学手続日ですので，早めに請求してください。

◆ 窓口での申請書類の受取

上記の請求期間から学生課窓口でも配付します。できるだけ受験者本人が受け取るようにお願いします。窓口では受験者であること申し出てください。

受験者氏名，志願研究科，連絡先電話番号等の記入が必要です。

◆ 申請書類の請求先（問い合わせもこちらまで）

〒036-8560 青森県弘前市文京町1 弘前大学学務部学生課 生活支援グループ 電話：0172-39-3117 時間：平日 9:00～17:00
--

※ 申請書類の配付は文京町地区の「学務部学生課」のみで行います。

一 第2部 教育学研究科案内 一

I 研究科の目的

青森県及び日本全体が直面している教育課題に対して、理論と実践の往還・融合を通じた省察をもとに、学校内外の専門家と協働しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードすべく、以下のような教員の育成を目指すものとする。

- ・現職教員学生…校内研修・地域連携、教材開発などの課題に、中心となって他者と共に創造的に取り組むことのできるミドルリーダー
- ・学部卒学生…教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ教員

II 研究科の概要

1. 研究科の特色

本研究科は、募集要項に示された通り「教職実践専攻」の1専攻4コースで構成されている。

本研究科では、現職教員等の受入れについて特別の配慮を行っており、入学後の教育方法についても後述の通り特例措置を講じている。

2. 学位

本研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について46単位以上を修得したのものには、教職修士（専門職）の学位を授与する。

3. 教育職員専修免許状の取得

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭及び特別支援学校教諭の一種免許状を有する者は、本研究科において教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得することにより、それぞれ相応する専修免許状を取得することができる。

専攻	コース	取得できる免許状	免許教科の種類
教職実践専攻	ミドルリーダー養成コース	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
	学校教育実践コース	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業指導、英語、外国語、宗教
	教科領域実践コース	高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、外国語、宗教
	特別支援教育実践コース	特別支援学校教諭専修免許状	
		養護教諭専修免許状	

4. 現職教員等の教育方法の特例措置

本研究科では、教員の資質向上を目指す現職教員等の再教育の場を提供することを目的として、現職教員等の受入を積極的かつ現実的に推進し、現職教員等が高等教育を受ける機会を拡大するため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を適用し、「ミドルリーダー養成コース」において希望する者には次の特例措置を講ずる。

- (1) 修業年限2年のうち、第1年次は在職校等における勤務を離れて大学院での学業に専念し、課程修了に必要な46単位のうち、原則として42単位以上を修得する。
- (2) 第2年次は、在職校等に復帰し勤務しながら残りの単位を修得するとともに、研究科の指定した日に登校して、必要な授業等を受けるものとする。

5. 教育職員免許取得プログラム

(学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースのみ)

教育職員免許取得プログラムとは、本研究科在学中に就職希望の校種について新たな教育職員免許状の取得を希望する学生を対象として、3年間で学部科目と本研究科の課程を履修し、所定の単位を修得することにより、教育職員免許状を取得するものです。免許取得においては長期履修（3年間）を認めるものとします。

なお、本プログラム以外の学生が、本研究科在学中に新たな教育職員免許状を取得することはできません。

詳細については、別紙「教育職員免許取得プログラム」を参照してください。

Ⅲ 専攻・コースの概要

教職実践専攻

青森県が直面している教育課題に対して、理論と実践の往還・融合を通じた省察をもとに、学校内外の専門家と協働しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員を養成する。

(1) ミドルリーダー養成コース

現職教員学生を対象とし、勤務校や地域の研修会を中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成する。

(2) 学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース

学部卒学生を対象とし、入学から修了・就職に至るまで教職に関する一貫教育を強化し、全員が青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成する。

Ⅳ 指導内容と担当教員

氏名	担当授業科目	
上野 秀人	教育課程の開発と実践	保健体育科教育学特論Ⅰ
大瀬 幸治	教育課程をめぐる動向と課題	教育課程の開発と実践
菊地 一文	インクルーシブ教育システムの理論と課題	特別支援教育の授業デザイン
古川 郁生	生徒指導の理論的視点と実践的視点	教育経営の課題と実践
小林 央美	学校安全と危機管理	養護教諭の行う健康相談の理論と実践
瀧本 壽史	あおもりの教育Ⅰ（環境）	地域教育課題研究
敦川 真樹	教育相談の理論と方法	特別支援教育の制度と経営課題
天坂 文隆	学びの様式と授業づくり	授業づくりの理論と実践
土岐 賢悟	インクルーシブ教育システムの理論と課題	地域教育課題研究
中野 博之	学びの様式と授業づくり	数学科教育学特論Ⅰ
中谷 保美	学校安全と危機管理	学校の地域協働と危機管理
福島 裕敏	教育における社会的包摂	現代の学校と教員をめぐる動向と課題
森本 洋介	学びの様式と授業づくり	教育課程をめぐる動向と課題
吉田 美穂	教育における社会的包摂	現代の学校と教員をめぐる動向と課題
吉原 寛	生徒指導の理論的視点と実践的視点	教育相談の理論と方法

氏 名	担当授業科目	
新谷ますみ	学校保健の協働的展開	養護実践課題解決研究
上之園哲也	総合的な学習のカリキュラム開発演習	技術科教育学特論 I
小野 恭子	家庭科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (家庭)
加賀 恵子	家庭科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (家庭)
葛西 敦子	学校における救急処置活動の理論と実践	養護実践課題解決研究
桐村 豪文	教育経営の課題と実践	教育法規の理論と実践
小瑤 史朗	社会科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (社会)
櫻田 安志	技術科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (技術)
佐藤 崇之	理科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (理科)
佐藤 剛	英語科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (英語)
篠塚 明彦	あおもりの教育 I (環境)	社会科教育学特論 I
清水 稔	音楽科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (音楽)
杉原かおり	音楽科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (音楽)
杉本和那美	保健体育科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (保健体育)
鈴木 愛理	国語科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (国語)
高橋 俊哉	保健体育科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (保健体育)
武内 裕明	幼児児童教育の理解	教育実践研究 A II
田中 拓郎	国語科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (国語)
田中 完	学校安全と事故防止	学校保健の協働的展開
田中 義久	数学科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (数学)
田名場 忍	実践的教育相談の課題と展開	教育心理学特論
塚本 悦雄	美術科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (美術)
野寄 茉莉	幼児児童教育の理解	教育実践研究 A II
原 郁水	学校保健の協働的展開	養護教諭の行う健康相談の理論と実践
益川 満治	あおもりの教育 II (健康)	保健体育科教育学特論 I
宮崎 充治	総合的な学習のカリキュラム開発演習	教育実践課題解決研究
山本 逸郎	理科教育学特論 II	授業に向けた教材研究 I (理科)
吉崎 聡子	教育心理学特論	
吉中 淳	生徒指導の理論的視点と実践的視点	教育心理学特論
Rausch Anthouy Scott	英語科教育学特論 I	授業に向けた教材研究 I (英語)

教育職員免許取得プログラム

1. 教育職員免許取得プログラムとは

教育職員免許取得プログラム（以下、「本プログラム」という。）とは、本研究科在学中に就職希望の校種について新たに教育職員免許状の取得を希望する学生を対象として、学部科目と本研究科の教職課程を履修し、所定の単位を修得することにより、教育職員免許状を取得するものです。本プログラムで取得可能な教育職員免許状は以下のとおりです。

○小学校教諭一種免許状

○特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

2. 本プログラムを申請できる方

本学大学院教育学研究科教職実践専攻への出願者のうち、学校教育実践コース・教科教育実践コース・特別支援教育実践コースの者。

○小学校教諭一種免許状取得を希望する者は、中学校教諭一種免許状を取得、または入学までに取得見込みの者。教科は問いません。

○特別支援学校教諭一種免許状を取得希望する者は、希望する校種の基礎免許状を取得、または入学までに取得見込みの者。ここでいう基礎免許状とは、「小学校教諭一種免許状・中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状」のいずれかです。

3. 授業料（年額）

本プログラム対象者の基準年限を3年間とし、本学で定められた標準就業年数2年間分の授業料を総額とし、各年次の納入額は均等割※とします。

ただし、3年間を超過した際は、本学で定められた授業料年額を納入することになります。なお、就業可能年限は、4年間になります。

本学が定めた授業料年額×標準就業年数（2年）÷長期履修期間（3年）

※通常の学生2年分の授業料を3年間で分割納付することになります。

4. 本プログラムの授業開設

本プログラムの学生は、基本的に1年次中に、取得希望免許にかかる学部の既存の開設科目を履修し、免許取得に必要な所定の単位を取得します。

2年次以降は、本研究科の開設科目と取得希望免許にかかる学部の既存開設科目及び教育実習を履修します。

5. 進学説明会への参加

本研究科では、入学者向けに第1期、第2期及び第3期の各募集について進学説明会を開催する予定です。

本プログラムを申請される方に対しては、教育職員免許取得上のアドバイスをしておりますので、参加するようにしてください。

6. 「教育職員免許取得プログラム」受講の申請手続き等について

(1) 募集人員

本プログラムの募集人員は、各年度5名以内とします。本プログラムは、各コースの募集人員に含まれます（ただし、ミドルリーダー養成コースは除きます。）。

(2) 申請期間

第1期、第2期及び第3期の各申請とも、本研究科の出願期間と同じ時期です。

第1期又は第2期で定員に達した場合は、以降の申請は受け付けません。

(3) 申請方法

本研究科募集要項に添付している「教育職員免許取得プログラム受講申請書」に必要事項を記入し、取り揃えた同募集要項の出願資料に同封し、提出（申請）してください。

(4) 受講可否の決定方法

本プログラムの受講可否は、希望取得免許校種の教職への意欲などを審査する『小論文』を行い、『小論文』審査の結果により決定します。ただし、本研究科の入学試験を不合格になった者は、不許可とします。

『小論文』審査の配点 小論文・・・100点（総点・・・100点）

なお、『小論文』の実施は入学試験当日に行いますが、本プログラムの受講可否は、入学試験の可否には一切影響ありません。

(5) 『小論文』の審査日程・場所

本研究科の第1期、第2期及び第3期の入学試験と同日・同場所となります。

ただし、第1期又は第2期で定員に達した場合は、以降の審査は行いません。

詳細については、別途審査案内にて通知します。

(6) 受講可否の発表

日 時 本研究科の合格者の発表と同日に行います。

方 法 受講可否については、本研究科の合格通知書とともに郵送します。

(7) 受講不許可となった場合

3年の長期在学ではなく、通常の2年の修業年限となります（本プログラムによる免許取得はできません。）。

7. 教育職員免許取得プログラムについての問い合わせ窓口

弘前大学教育学部 総務グループ（教務担当）

電話 0172-39-3939

お知らせ

募集要項の請求について

募集要項及び入学志願票等の所定用紙は、**検定料を払い込むために必要な書類（払込取扱票）を除き**、入試課ウェブサイト (<https://nyushi.hirosaki-u.ac.jp>) からダウンロードできます。

払込取扱票（所定用紙を印刷できない場合は所定用紙も）は、本学に請求して取り寄せる必要があります。

請求は、入試課窓口にて直接請求するか、郵送にて請求してください。郵送の場合の請求方法は、下記のとおりです。

	払込取扱票のみ請求する場合	募集要項全体（払込取扱票・各種所定用紙を含む）を請求する場合
送付する封筒に記載すること	「大学院教育学研究科払込取扱票請求」と朱書き	「大学院教育学研究科募集要項請求」と朱書き
同封するもの	返信用封筒：角形2号（A4サイズが入る大きさ） 返信先の郵便番号，住所，氏名を記載	
	120円分の切手を貼付（速達を希望する場合は410円分の切手）	250円分の切手を貼付（速達を希望する場合は540円分の切手）
請求先	弘前大学学務部入試課 〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 TEL 0172-39-3973・3193 FAX 0172-39-3125	

教育学研究科ホームページ

教育学研究科に関する詳しい情報が掲載されています。

URL：<http://www.edu.hirosaki-u.ac.jp/gs/>

問い合わせ先一覧

事項	担当名	電話
○入学試験に関すること……………	入試課・大学院入試担当	0172-39-3973・3193
○入学科・授業料免除申請に関すること……	学生課・経済支援担当	0172-39-3117
○学生寮に関すること……………	学生課・課外教育担当	0172-39-3107
○教務に関すること……………	教育学部・教務担当	0172-39-3939